

広島県告示第八百十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾大西港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年八月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和五年六月五日

大西港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾大西港放置等禁止区域

東原下地区

1 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「脇ノ浦」（北緯三四度一五分一〇秒五四〇六、東経一三二度五四分〇八秒七四一六、標高二七・七四メートル）

基点一 基準点から二二一度二四分二八秒の方向六二二・八四メートルの点

基点二 基点一から七〇度三二分〇六秒の方向二七〇・〇三メートルの点

基点三 基点二から一四七度一五分〇七秒の方向一〇四・三六メートルの点

二 地方港湾大西港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物